

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部の求める事務職員像

(平成 30 年 4 月 1 日制定)

改正 令和 7 年 4 月 1 日

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部として求める事務職員は、建学の精神「捨我精進」及び教育理念に基づき、「人材育成上の目的」「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「学生の受入れ方針」を十分に理解した以下のものとする。

1. 教育機関に勤めるものとして自覚をもち、教員とともに、園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部の「三つの方針」（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受入れ方針）の実現に向け、職責を果たすことのできる人
2. 本学の教育・研究・大学運営等あらゆる活動において、積極的に学生と関わり、教員と協働できる人
3. 常に広い視野を持ち、社会の変化や複雑さに対する柔軟な発想力と実行力をもち、業務課題・改善に臨める人
4. 自ら課題を発見し、その解決に向け、P D C Aを確実に遂行できる人
5. 自らに課された役割と責任を自覚し、自らを省察し、常に向上をめざしてS D（スタッフ・ディベロップメント）の研修はもとより、あらゆる機会に、自らの資質・能力の研鑽に努めることのできる人
6. 地域とともに歩みつつ発展する大学の一員として、社会貢献できる人